

広島県告示第百七十号

平成十九年広島県告示第五百三号（平成十九年度地籍調査事業計画）の一部を次のように改正する。

平成二十年二月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一の表三次市の項調査地域の欄を次のように改める。

東酒屋町・下志和地町の一部、甲奴町梶田の一部、君田町東入君の一部、布野町上布野の一部、作木町下作木の一部、作木町矢田、作木町光守・西野の一部、作木町大島の一部、吉舎町丸田の一部